



# 市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「新火葬場建設基本計画(案)」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、計画の全文は、環境課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所で閲覧できます。また市ホームページにも掲載しています。

【問い合わせ先】環境課 (☎ 82-1143)

## ◇新火葬場建設基本計画 とは

「本市単独による山陽斎場での建て替え」という基本方針に基づき、建設予定地の現況等について既存資料、現地調査等により把握し、火葬場施設としての在り方、整備内容、環境保全対策等を具体的に検討し、本市に最も適した施設となるよう施設整備の方針を明確にするものです。

<b>新火葬場建設基本計画(案)</b>	【担当課】	環境課 ☎ 82-1143
	○公募期間	2月2日～3月2日
	○意見の件数	3件
<b>お寄せいただいた意見</b>	<b>市の考え方(対応)</b>	
<b>計画案の根拠等</b> 必要火葬炉数など計画に対し、特定した一つの市販書籍に基づき起案や算出がされているが、当該書籍に沿うことが必然である理由が不明瞭である。	今回計画の参考とした図書は、厚生労働省が監修し、都市計画の考え方をもとに過去の実績や将来予測に基づき計画、算出する方法を示したものです。多くの自治体で採用されており、問題ないものと判断しています。	
<b>火葬以外の利用等</b> 火葬以外の目的で火葬場を利用することができるのでしょうか。	火葬場は死者を火葬し、弔うことを目的とした厳粛な場所であることから、遺族に対して十分な配慮が求められます。従って、現在行っている自動販売機の設置など利用者の利便性向上につながる一部の例外を除き、目的外の使用許可は行わない予定です。	
<b>動物炉の設置</b> ペットを火葬できる動物炉の設置を要望する。	長年かわいがってきたペットが亡くなったときには、火葬をしてきちんと葬ってあげたいと考えている飼い主さんがいらっしゃることは承知していますし、その気持ちは十分に理解できます。しかし、動物炉の設置については、これまで検討を行ってまいりましたが、すでに市内や近隣の市に、複数の民間のペット斎場も存在することなどから、あえて市が行う事業とは考えていません。	